

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月23日

1 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズ吉川美南店

越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内55街区の一部

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・夜（22時～6時）の大型トラックの搬入について、直近住居外壁では基準値以下の予測ですが、店舗敷地境界ではL_{Amax}とはいえ規制基準を大幅に超過しています。当該時間でなければ大型トラックの搬入ができないのか改めて検討いただき、搬入せざるをえない場合は、事前に十分な騒音・振動対策を実施し、規制基準を超えないよう努めてください。また、住民説明会において説明をお願いします。

2 縦覧期間

令和8年1月23日から令和8年2月23日まで

3 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター